

苫小牧工業高等専門学校教員組織等規程

規則第36号

制 定	平成12年 4 月 1 日
一部改正	平成12年 9 月11日
一部改正	平成14年 4 月 1 日
一部改正	平成14年 9 月30日
一部改正	平成15年 4 月 1 日
一部改正	平成16年 4 月 1 日
一部改正	平成17年 4 月 1 日
一部改正	平成18年 4 月 1 日
一部改正	平成19年 4 月 1 日
一部改正	平成21年 2 月 1 日
一部改正	平成25年 3 月 7 日
一部改正	平成25年11月19日
一部改正	平成27年 3 月10日
一部改正	平成27年 4 月14日
一部改正	平成28年 2 月23日

第1章 総則

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第12条の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教員の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程で教員とは、学則第8条第1項のうち教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

第2章 教員組織

第3条 教員は学則第7条第1項の規定に定める創造工学科に属する。

第3章 副校長

第4条 本校に副校長を置く。

2 副校長は、本規程第5条第1項に掲げる総務主事、第6条第1項に掲げる研究主事、学則第9条第1項に掲げる教務主事、学生主事及び寮務主事並びに本規程第24条第1項に掲げる専攻科長をもって充てる。

3 副校長は、本規程第5条第3項各号、第6条第3号各号、学則第9条第3項から第5項まで及び本規程第24条第2項各号に掲げる職務のほか、校長の命により校長の職務を補佐するとともにその一部を処理する。

4 副校長（総務主事）は、校長が不在のときはその職務を代行する。

第4章 総務主事及び研究主事

第5条 本校に総務主事を置く。

- 2 総務主事は、本校の教授のうちから校長が指名する。
- 3 総務主事は、次の事項に関することを掌理する。
 - 一 将来構想に関する事項
 - 二 広報に関する事項
 - 三 国際交流に関する事項
 - 四 中期目標・中期計画・年度計画に関する事項
 - 五 自己点検及び評価に関する事項
 - 六 機関別認証評価に関する事項
 - 七 その他校長が必要と認める事項

第6条 本校に研究主事を置く。

- 2 研究主事は、本校の教授のうちから校長が指名する。
- 3 研究主事は、次の事項に関することを掌理する。
 - 一 研究の推進に関する事項
 - 二 社会連携の統括に関する事項
 - 三 外部資金獲得の促進に関する事項
 - 四 知的財産創出等に関する事項
 - 五 その他校長が必要と認める事項

第7条 総務主事及び研究主事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 総務主事補、教務主事補、学生主事補及び寮務主事補

第8条 本校に、総務主事補、教務主事補、学生主事補及び寮務主事補（以下「主事補」と総称する。）を置き、教員をもって充てる。

- 2 前項に定める総務主事補は2名、教務主事補及び学生主事補は各3名、寮務主事補は4名とする。
- 3 主事補は、当該主事の職務を補佐する。

第9条 主事補の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、原則として前任者の残任期間とする。

第6章 学術情報センター長及び地域共同研究センター長

第10条 本校に、学術情報センター長及び地域共同研究センター長（以下「センター長」と総称する。）を置き、教授又は准教授をもって充てる。

- 2 学術情報センター長は、校長の命を受け、学術情報センターの運営及び業務に関することを掌理する。
- 3 地域共同研究センター長は、校長の命を受け、地域共同研究センターの運営及び業務に関することを掌理する。

第11条 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後

任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 キャリア教育センター長

第12条 本校に、キャリア教育センター長を置き、教員をもって充てる。

2 キャリア教育センター長は、校長の命を受け、キャリア教育センターの運営及び業務に関することを掌理する。

第13条 キャリア教育センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 学術情報センター副センター長及び地域共同研究センター副センター長

第14条 センター長を補佐するため、学術情報センター副センター長及び地域共同研究センター副センター長（以下「副センター長」という。）を置き、教員をもって充てる。

第15条 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9章 キャリア教育センター副センター長

第16条 キャリア教育センター長を補佐するため、キャリア教育センター副センター長を置き、教員をもって充てる。

第17条 キャリア教育センター副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第10章 技術教育支援センター長

第18条 本校に、技術教育支援センター長を置き、教授をもって充てる。

2 技術教育支援センター長は、校長の命を受け、技術教育支援センターの運営及び業務に関することを掌握する。

第11章 創造工学科長

第19条 創造工学科に学科長を置き、副校長のうちから校長が指名する。

2 創造工学科長は、次の事項に関することを掌理する。

- 一 創造工学科の教育の計画及び実施に関する事項
- 二 創造工学科の所属教員の服務に関する事項
- 三 その他創造工学科の運営及び連絡調整に関する事項

第20条 創造工学科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第12章 系及び系長

第21条 創造工学科に、学則第7条第2項の規定に定める系のほか、総合人文科学系及び総合自然科学系を置く。

第22条 学則第7条第2項及び前条に規定する系に系長を置き、教授又は准教授のうちから校長が指名する。

2 系長は、次の事項に関することを掌理する。

- 一 当該系における教育の計画及び実施に関する事項
- 二 系間の教育上の連絡調整に関する事項

3 学則第7条第2項に定める系の系長は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に関することを掌理する。

- 一 当該系に所属する学生の進路及び厚生補導に関する事項

第23条 系長の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第13章 専攻科長及び専攻主任

第24条 本校の専攻科に専攻科長を置き、専攻科を担当する教授のうちから校長が指名する。

2 専攻科長は、次の事項に関することを掌理する。

- 一 専攻科の教育の計画及び実施に関する事項
- 二 その他専攻科の運営及び連絡調整に関する事項

第25条 専攻科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第26条 本校の専攻科の各専攻に専攻主任を置き、各専攻を担当する教授又は准教授のうちから校長が指名する。

2 専攻主任は、専攻科長の職務を補佐し、各専攻の運営に関することを総括する。

第27条 専攻主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第14章 学級担任・学級副担任・学年代表

第28条 本校の各学級に学級担任を置き、教員をもって充てる。

2 学級担任は、次の事項に関することを掌理する。

- 一 当該学級の学生の教育指導、生活指導及び厚生補導に関する事項
- 二 当該学級の教務に関する事項
- 三 当該学級の学生の特別活動に関する事項
- 四 その他当該学級の運営に関する事項

第29条 学級担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第30条 学級担任を補佐するため、校長が必要と認めたときは、教員のうちから学級副担任を置くことができる。

第31条 学級副担任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第32条 本校に学年代表を置く。学年代表は、各学年の学級担任の互選による。

2 学年代表は、各副校長及び各系長と連絡調整のうえ、学年の運営に関することを掌理するとともに、担当する学年の学級担任及び他の学年代表との連絡調整にあたる。

第33条 学年代表の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第15章 学生相談室長

第34条 本校に学生相談室長を置き、教員のうちから校長が委嘱する。

2 学生相談室長は、校長の命を受け、学生相談室の運営及び業務に関することを掌理する。

第35条 相談室員室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第16章 会議等

第36条 本校に、本校の教務及び厚生補導その他校長が認めた事項について審議するため、教員会議を置く。

第37条 本校に、本校の運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

第38条 校長の命を受けて、運営に必要な諸問題を審議するため、本校に各種委員会を置く。

第17章 その他

第39条 この規程に定めるもののほか、教員の組織運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学則附則（平成28年1月26日一部改正）第2項に規定する学科に学科長を置き、教授又は准教授のうちから校長が指名する。
- 3 前項規定は、平成28年3月31日に当該学科に在籍する者及び平成30年度までに編入学した者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。